

平成 18 年 5 月 12 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 3 号
東京ビルディング 20 階
日本リテールファンド投資法人
代表者名 執行役員 廣本 裕一
(コード番号 8953)
問 合 せ 先
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
常務執行役員 南 俊一
TEL. 03-5293-7081

東京証券取引所への「改善報告書」の提出について

本投資法人は、本年 4 月 28 日付けで、東京証券取引所(以下、「取引所」)より、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第 7 条第 4 項の規定により、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 22 条第 1 項の規定に基づき、「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日、取引所に別添のとおり改善報告書を提出し、受理されましたのでお知らせいたします。

本投資法人は、改善報告書の内容に基づき、改善措置を謹厳に努めて参る所存です。

以 上

改 善 報 告 書

平成18年5月12日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長兼会長 西 室 泰 三 殿

日本リテールファンド投資法人
執行役員 廣 本 裕 一

平成14年3月12日の当投資法人上場以降、投資口の追加発行、決算短信等について決議された7件の役員会において、実際の決議日の翌日に決議が行われたものとして開示資料を作成し、実際の決議日の翌日に開示した件について、「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規定の特例」第7条第4項の規定による「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第22条第1項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出致します。

1. 経緯

(1) 実際の決議日の翌日に決議が行われたものとして開示資料を作成し、実際の決議日の翌日に開示するに至った経緯

当投資法人の役員会は、執行役員1名と監督役員2名で構成されておりますが、執行役員の業務執行に対する監督役員の監視機能の実効性を高めるため、これまで電話会議や1名欠席による役員会開催を極力回避してきました。一方、監督役員はともに当投資法人の常務に従事する役員ではないため（本業は弁護士、公認会計士）、役員会の日程調整を円滑に行うことが困難な場合も少なくありませんでした。

今回適時開示違反となった7件の事例は、何れも決算もしくは投資口の追加発行に関わるものであり、決算の開示予定日は、一般事務受託者、会計監査人等との打ち合わせ、説明会予定の決定等を経て、最終的に約1ヶ月前に決定している一方、投資口の追加発行については、役員会での決議日自体が、物件取得や有価証券届出書等の書類作成手続に影響するため、事前に予定した開示日の変更は、上記業務全体に大きな影響を及ぼし、役員会開催日の調整に併せてその変更を行うのは、大変難しいものと考えておりました。

このため、適時開示対象となる付議事項があるにも拘わらず日程調整が不可能なときには、全役員出席の下で開示日の前日に役員会を開催して、実際の決議日の翌日に決議が行なわれたものとして開示資料を作成し、実際の決議日の翌日に開示しておりました。

(2) 同様の行為が長期にわたって断続的に行われた理由

商法等の規定により役員会議事録を実際の開催日付で作成しなくてはならないことは十分認識しておりましたが、当投資法人の業務執行に係る重要事項については、必ず全役員による実質議論を行ってから開示することが投資家の利益に資するという考え方が強く、開示日当日の日程調整が困難な場合には前日に役員会を開催して決議しましたが、法令遵守に対する認識が不十分だったため、役員会議事録の不実記載、不適切な開示、開示の遅延に当る行為を看過してしまったと考えております。

また、上記7件の事例は、何れも付議事項に「決算」ないしは「投資口の追加発行」が含まれており、前述の通り、事前に予定したその開示日の変更が業務全体に多大な影響を及ぼす可能性があることも、これまで、想定通りの開示に拘ってきた理由の1つであったと認識しております。

決算の開示予定日は、一般事務受託者、会計監査人等との打ち合わせ、説明会予定の決定等を経て、最終的に約1ヶ月前に決定しているほか、投資口の追加発行については、役員会での決議日自体が、物件取得や有価証券届出書等の書類作成手続に影響するため、関連業務の円滑な遂行に意識が集中し過ぎていた面も否定できないと思料しております。

(3) 上記行為に関する手続及び関係者のかかわり方

[開催日の決定]

役員会の開催日は、執行役員の依頼に基づき運用会社の総務部長が各役員のスケジュール確認、日程調整を行った上で執行役員が決定し、その連絡を受けた一般事務受託者が監督役員へ招集通知を送付しております。

スケジュール調整の結果、付議事項の開示日以前に役員会を開催したときも同様のプロセスで開催日の決定、通知を行っておりましたが、その際、一般事務受託者に実際の開催日と招集通知、議事録上の日付が異なる旨を付言しておりました（一般事務受託者は、電子メールで監督役員へ招集通知を送付する際に、その旨を明示しておりました）。

[適時開示]

適時開示の対象となる決議事項の場合は、運用会社の営業推進部が資料を準備し、役員会終了後、決議内容を確認の上、開示を行っております。開示日以前に決議が行われた場合も、このプロセスは同様で、開示資料の中の役員会決議日を

実際の決議日の翌日と記載して、開示を行っておりました。

[議事録作成]

役員会議事録は、陪席者である一般事務受託者の担当者が起案し、運用会社の総務部長が各役員の承認を得た上で製本、出席役員の押捺を行っております。

(4) 投資法人役員会の通常の実行手続と本件手続の相違点、問題点

役員会開催の決定、通知等に係るプロセス自体には、通常の場合と上記7件の場合において、一般事務受託者からの実際の開催日と招集通知、議事録上の日付が異なる点の付記の他は特段の相違はございません。

ただし、前述のように「決算」、「投資口の追加発行」については、役員が全員出席した上での役員会開催及び公表された予定日どおりの開示に対する拘りが強かったため、監督役員等の都合を優先せざるを得ない場合は、実際の役員会の開催日を前倒しし、実際の決議日の翌日に決議が行われたものとして開示資料を作成し、実際の決議日の翌日に開示しておりました。

監督役員2名が当投資法人の常務に従事する役員ではなく、弁護士、公認会計士として他に重要な業務を行っていることも踏まえ、より早い段階から複数の開催予定日を設定するなどの慎重な対応が不足していたことが問題であったと認識しております。

(5) 関係者も含めた統制組織の問題点

当投資法人の業務執行は執行役員の下で行われておりますが、同役員が運用会社の社長を兼務しており、業務量の観点から運用会社の社長としての業務に重点を置かざるを得ず、当投資法人の執行役員としての独立した立場で職務に専念できなかったため、法令等遵守態勢の整備を十分に行えなかったことが問題であると認識しております。

一方、執行役員の業務執行を監視する立場にある監督役員についても、日常的な情報収集や意見交換が不足していたため、本来果たすべき内部牽制機能の発揮が十分できず、法令遵守意識の徹底が難しくなった点も否めないと考えております。

また、役員会への会計監査人、法律顧問等のオブザーバー出席や外部機関を活用した業務監査の実施など、法令に抵触しない範囲で執行役員、監督役員を支援する機能の整備に対する認識も不足しておりました。

更に、一般事務受託会社については、当投資法人からの受託業務について、同社内の法令遵守チェック態勢の中で確認されるべきものであった一方、当投資法人としても、同社側からの法令遵守、内部統制態勢について定期的に報告を受けるなど、一般事務受託会社に対する監督についての認識も不足しておりました。

2. 改善措置

(1) 役員会開催の年間予定の作成と仮スケジュールの早期決定

[改善措置]

まず期初に役員会開催の期中半年間の予定を作成し、仮スケジュールを決定致します。

さらに適時開示対象となる付議事項を含む役員会については、開示予定日を決定する前に改めて全役員のスケジュール確認を行うことと致します。

[実施スケジュール]

平成18年5月開催の役員会より実施予定

(2) 監督役員への報告体制の整備、役員会の機動的な開催体制の確保

[改善措置]

役員会での資料配布、議案説明に加え、今後は監督役員に対し3ヶ月毎の業務報告（および意見交換）を行うことと致します。

こうした日常的な業務報告と意見交換を前提に、電話会議や1名欠席による役員会開催を適宜実施することと致します。

[実施スケジュール]

平成18年7月1日より実施予定

(3) 監督役員による業務監査の実施

[実施措置]

これまで監督役員は、役員会での報告、議論を中心に監視機能を果してきましたが、今後は、より主導性を高めて、法令等遵守の観点から個別業務に係る監査（業務監査）にも、会計監査人や外部コンサルタントの効果的な活用等を通じて積極的に取り組むことと致します。

[実施スケジュール]

平成18年度決算において監査結果を報告する予定

(4) 執行役員、監督役員に対する支援機能の整備

[改善措置]

当投資法人では、これまでも財務諸表の承認決議の役員会には会計監査人に、また有価証券報告書の承認決議の役員会には会計監査人と法律顧問に、役員会へのオブザーバー出席を要請してきましたが、今後は、原則として毎回法律顧問の

出席を求めることとし、法令等遵守状況に係る監視機能を一段と強化致します。

また、法令に抵触しない範囲で組織運営や業務監査に係る業務について外部機関の効果的な活用を図ることと致します。

[実施スケジュール]

平成18年5月開催の役員会より法律顧問のオブザーバー出席の実施を予定

平成18年9月までに外部機関を活用した業務監査を実施予定

(5) 一般事務受託会社からの法令遵守状況についての定期的報告

[実施措置]

一般事務受託会社から、半年に1度、定期的に当投資法人から受託した業務に関する各社の法令遵守、内部管理態勢の状況について、役員会で報告させることと致します。

[実施スケジュール]

平成18年9月開催の役員会より実施

(6) 法令違反の責任確認と誓約書の作成

[実施措置]

役員全員から、法令等遵守に関する「誓約書」を徴求することと致します。

[実施スケジュール]

平成18年5月31日までに実施予定

(7) 執行役員の交替

[実施措置]

当投資法人の執行役員と運用会社の社長の兼務体制を解消するとともに、本件の責任の所在の明確化を図るため、現執行役員は辞任することと致します。

[実施スケジュール]

本年中に実施予定（現執行役員の辞任、後任候補の選定、投資主総会の開催等の詳細は検討中です。）

以 上